

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定納付受託者の指定【政策局総務部総務課】2
- 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局長寿推進部介護保険課】3
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】4

◇ 公 告

- 特定計量器の定期検査を行う指定定期検査機関の指定の申請【総務市民局安全・安心推進部消費生活センター】5
- 道路の指定【都市戦略局指導部建築審査課】6
- 道路の廃止【都市戦略局指導部建築審査課】7

◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】8

北九州市告示第 3 0 7 号

ふるさと北九州市応援寄附金の納付について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者を指定したので、北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 2 4 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
名 称	住 所	
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 1 4 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
九州カード株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目 3 番 1 8 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
G M O ペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目 2 6 番 2 0 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
株式会社 D G フィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒一丁目 8 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 3 0 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 9 0 7 0 1 1 3 9	定期巡回サービス土屋北九州	北九州市八幡西区木屋瀬東一丁目 6 番 2 号	株式会社土屋	令和 7 年 7 月 1 日

北九州市告示第 3 0 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項及び第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号及び第 1 1 5 条の 2 0 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

1 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 5 0 1 0 4 6	デイサービス まあちゃんち	北九州市小倉南 区中曽根六丁目 9 番 1 4 号	有限会社ナイス・ケア戸根	令和 7 年 6 月 3 0 日
4 0 7 0 2 0 1 6 5 4	リハビリステ ーション お あしす	北九州市若松区 本町二丁目 1 3 番 2 4 号	株式会社芳野 ケアサポート	令和 7 年 6 月 3 0 日
4 0 7 0 7 0 4 2 1 0	デイサービス るんるん八幡	北九州市八幡東 区中央二丁目 1 4 番 1 8 - 2 号	有限会社すき っぷ	令和 7 年 6 月 3 0 日

2 小規模多機能型居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 9 0 1 0 0 4 2 3	スマイルグラ ッチャ大里東	北九州市門司区 大里東二丁目 1 0 番 4 号	グラッチャ株 式会社	令和 7 年 6 月 3 0 日

3 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 5 0 1 4 4 2	ふれあい家族	北九州市小倉南 区徳力新町一丁 目 1 3 番 2 3 号	有限会社故郷	令和 7 年 6 月 3 0 日

北九州市公告第 4 7 5 号

北九州市において計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 0 条に定める特定計量器の定期検査を行う指定定期検査機関の指定の申請を次のとおり受け付ける。

令和 7 年 7 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

1 受付期間

令和 7 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

2 受付場所

北九州市小倉北区親和町 6 番 2 号

北九州市計量検査所

3 提出書類

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成 5 年通商産業省令第 7 2 号）第 1 条に基づく関係書類

北九州市公告第 4 7 7 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 4 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 7 年 7 月 8 日 第 9 4 5 4 0 2 号

3 道路の位置、延長及び幅員

路線名	位置	延長（m）	幅員（m）
東筑 2 9 号線	北九州市八幡西区東筑一丁目 6 5 1 番 5 から北九州市八幡西区東筑 一丁目 6 2 6 番まで	5 3 . 0 0	6 . 0 0

北九州市公告第 4 7 8 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 2 項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 4 6 年北九州市規則第 7 1 号）第 1 6 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

1 廃止年月日及び廃止番号

令和 7 年 7 月 8 日 第 3 号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員（m）	道路の延長（m）
北九州市八幡西区東筑一丁目 6 5 2 番 3 から北九州市八幡西区東筑一丁目 6 2 8 番 1 地先まで	4. 0 0	2 6. 0 0
北九州市八幡西区東筑一丁目 6 5 2 番 3 から北九州市八幡西区東筑一丁目 1 3 4 番 4 地先まで	4. 0 0	3 5. 0 0

北九州市選挙管理委員会告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和7年7月8日

北九州市選挙管理委員会

委員長 新 上 健 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,398人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万4,979人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万5,975人

小倉北区 5万0,049人

小倉南区 5万7,155人

若松区 2万1,874人

八幡東区 1万7,625人

八幡西区 6万8,431人

戸畑区 1万5,518人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
12万8,313人